

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 畑中 伸介
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
【電話番号】	0 3 - 5 6 3 5 - 2 8 0 0
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
【電話番号】	0 3 - 5 6 3 5 - 2 8 0 0
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 368,420,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,090,000株（注）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

- （注）1．平成26年8月5日開催の取締役会決議によります。
- 2．振替機関の名称および住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	1,090,000株	368,420,000	
一般募集			
計（総発行株式）	1,090,000株	368,420,000	

- （注）1．第三者割当の方法によります。
- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
338		1,000株	平成26年9月1日（月）		平成26年9月1日（月）

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払込むものとします。

##### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社あらた	東京都江東区東陽六丁目3番2号

##### （4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 東京営業部	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
368,420,000		368,420,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額368,420,000円につきましては、平成26年9月1日以降、諸費用支払等の運転資金に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
本店の所在地	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
代表者の役職および氏名	代表取締役社長 森脇 朗
資本金	50,000百万円
事業の内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、確定拠出年金の資産管理業務
主たる出資者およびその出資比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 23% 朝日生命保険相互会社 10%

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年8月5日現在のものであります。

#### 株式給付信託（BBT）の内容

割当予定先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））とする信託契約を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。

本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の取締役および当社の執行役員等に対し当社株式を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載します。

#### (1) 概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役および当社の執行役員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、取締役および執行役員等に役位に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役および執行役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。取締役および執行役員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役および執行役員等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

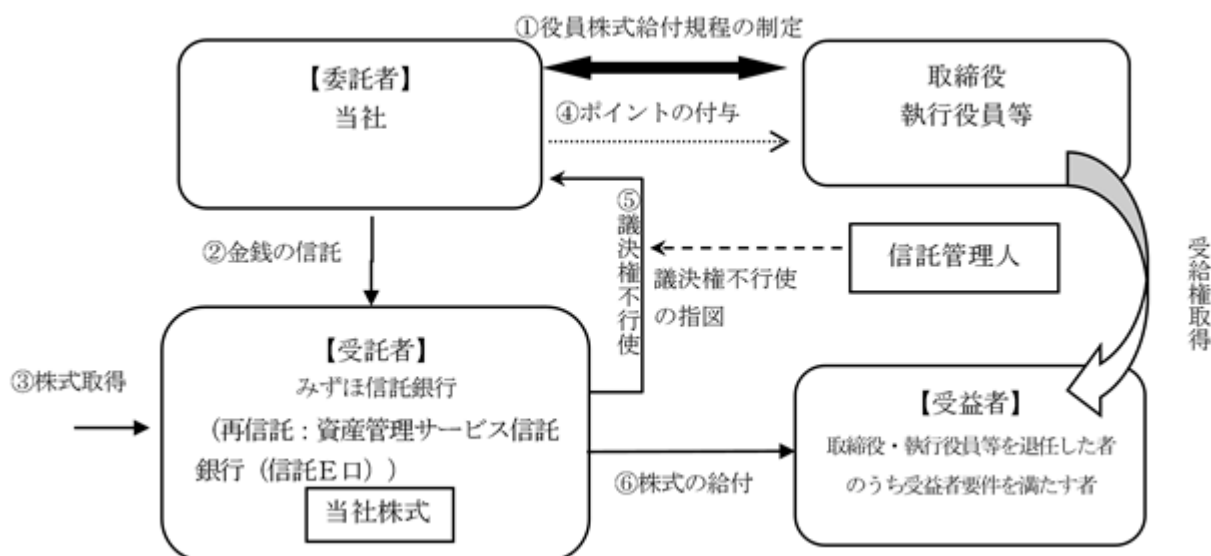
当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および執行役員等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。信託銀行は、「役員株式給付規程」に基づき将来付与されると合理的に見込まれるポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当によって取得します。また、第三者割当については、信託銀行と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の募集株式の総数引受契約書に基づいて行われます。

本制度は議決権行使については、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、信託銀行はかかる不行使指図に従い一律不行使とします。信託管理人および受益者代理人は、信託銀行に対して議決権不行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社と利害関係のない第三者が就任します。

#### (2) 受益者の範囲

役員株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

## &lt; 株式給付信託（BBT）の概要 &gt;



当社は、平成26年6月27日開催の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、役員株式給付規程を制定します。

当社は、の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本信託を設定します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を取得します。

当社は、役員株式給付規程に基づき取締役および執行役員等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は一律不行使とします。

本信託は、取締役および執行役員等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

## c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、みずほ信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との関係 株式給付信託（BBT）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、取締役および執行役員等に対して自社の株式を給付し、業績の向上、企業価値の増大への意識を高めることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお本制度においては、「株式給付信託（BBT）の内容（1）概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結する予定ですので、信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社（再受託者先：資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口））を当社が割当予定先として選定したものです。

## d 割り当てようとする株式の数

1,090,000株

## e 株券等の保有方針

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。

なお、当社は割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成26年9月1日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

処分先の払い込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役および執行役員等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）します。

当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、信託契約日に締結する予定の株式給付信託契約書案により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について、信託管理人が信託銀行に対して議決権不行使指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、一律不行使とします。なお、信託管理人および受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権不行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

信託管理人は、「信託管理人ガイドライン」に従い、委託者の判断、意思とは独立して行動する中立的な第三者を要件としており、信託管理人には当社と利害関係のない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。

信託銀行は「信託財産管理処分方針書」に基づいて、当社から独立して、信託財産の管理および処分を行います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、資産管理サービス信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないことおよび割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## a 払込金額の算定根拠および合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間（平成26年7月5日から平成26年8月4日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である338円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお処分価額338円については、取締役会決議日の直前営業日の終値336円に対して100.60%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均327円（円未満切捨）に対して103.36%乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月間の終値平均327円（円未満切捨）に対して103.36%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

## b 処分数量および株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社取締役および当社執行役員等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、発行済株式総数に対し1.37%（小数点第3位を四捨五入、平成26年3月31日現在の総議決権数76,839個に対する割合1.42%）となりますが、本制度は当社の取締役および当社の執行役員等の退任時に当社株式を給付する制度であり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。加えて本自己株式処分は、当社取締役および当社執行役員等の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるためのものであることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
あらた社員持株会	東京都江東区東陽6-3-2	6,916	9.00%	6,916	8.87%
音羽殖産株式会社	愛知県名古屋市中区大須1-7-26	5,409	7.04%	5,409	6.94%
畑中 伸介	大阪府大阪市東住吉区	3,950	5.14%	3,950	5.07%
ライオン株式会社	東京都墨田区本所1-3-7	3,607	4.69%	3,607	4.63%
畑中 成乃助	大阪府豊中市	1,947	2.53%	1,947	2.50%
合名会社木曾清商店	愛知県名古屋市東区徳川2-6-18	1,721	2.24%	1,721	2.21%
田中 作次	埼玉県八潮市	1,686	2.19%	1,686	2.16%
有限会社アイビス	埼玉県八潮市八潮5-3-5	1,383	1.80%	1,383	1.77%
ペットライブラリー株式会 社	愛知県小牧市川西1-81	1,300	1.69%	1,300	1.67%
田中 伸子	奈良県大和高田市	1,261	1.64%	1,261	1.62%
計		29,183	37.98%	29,183	37.45%

(注) 1. 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式2,218千株(平成26年3月31日現在)は割当後1,128千株となります。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）に記載の「事業等のリスク」について本有価証券届出書提出日（平成26年8月5日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日（平成26年8月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 最近の業績の概要

平成26年8月5日開催の取締役会において承認された第13期第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。



## 四半期連結財務諸表

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,965	14,227
受取手形及び売掛金	89,542	78,493
商品及び製品	30,981	28,987
繰延税金資産	790	843
その他	25,790	19,765
貸倒引当金	53	169
流動資産合計	158,015	142,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	19,828	19,551
土地	19,853	19,853
その他（純額）	9,090	10,515
有形固定資産合計	48,772	49,920
無形固定資産		
のれん	1,093	985
その他	3,196	3,204
無形固定資産合計	4,289	4,190
投資その他の資産		
投資有価証券	6,631	6,950
繰延税金資産	541	143
その他	3,031	3,497
貸倒引当金	79	551
投資その他の資産合計	10,124	10,039
固定資産合計	63,186	64,149
資産合計	221,202	206,296

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	69,039	62,724
短期借入金	36,155	28,800
未払法人税等	735	438
賞与引当金	1,408	849
その他	15,572	16,459
流動負債合計	122,910	109,272
固定負債		
社債	1,500	3,500
長期借入金	33,217	31,112
退職給付に係る負債	6,589	5,304
その他	5,943	5,772
固定負債合計	47,250	45,689
負債合計	170,161	154,962
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	23,083	23,083
利益剰余金	22,524	22,617
自己株式	713	714
株主資本合計	49,894	49,986
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,132	1,337
為替換算調整勘定	31	23
退職給付に係る調整累計額	41	30
その他の包括利益累計額合計	1,122	1,330
少数株主持分	24	17
純資産合計	51,041	51,334
負債純資産合計	221,202	206,296

## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	161,231	152,932
売上原価	144,933	137,077
売上総利益	16,297	15,854
販売費及び一般管理費	15,385	15,673
営業利益	912	180
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	42	47
業務受託手数料	68	67
その他	163	138
営業外収益合計	276	255
営業外費用		
支払利息	175	174
その他	90	84
営業外費用合計	265	259
経常利益	922	177
特別利益		
固定資産売却益	72	0
特別利益合計	72	0
特別損失		
固定資産売却損	28	-
固定資産除却損	1	0
特別損失合計	29	0
税金等調整前四半期純利益	965	177
法人税、住民税及び事業税	263	397
法人税等調整額	230	214
法人税等合計	494	183
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	470	5
少数株主利益又は少数株主損失( )	1	5
四半期純利益	469	0

(四半期連結包括利益計算書)  
(第1四半期連結累計期間)

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	470	5
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	22	204
為替換算調整勘定	7	7
退職給付に係る調整額	-	9
その他の包括利益合計	15	206
四半期包括利益	455	201
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	454	206
少数株主に係る四半期包括利益	1	5

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

( 継続企業の前提に関する注記 )

該当事項はありません。

( 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 )

該当事項はありません。

( セグメント情報等 )

当社グループは、日用雑貨・化粧品等の卸売業を主たる事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 3 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第12期)の提出日(平成26年6月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成26年8月5日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成26年7月2日提出臨時報告書]

#### 1 提出理由

平成26年6月27日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円の配当

(普通配当10円)

###### 第2号議案 定款一部変更の件

グループ会社相互の連携強化・本社機能の充実強化のため、当社定款第3条(本店の所在地)を東京都江東区に変更を行う。

###### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、畑中伸介、嶋脇明、鈴木洋一、畑中成乃助、元山三郎、小林史朗、伊藤幹久および片岡春樹を選任する。

###### 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止にともなう打ち切り支給の件

役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結のときをもって廃止し、在任中の取締役7名および監査役1名に対し、平成16年4月以降本株主総会終結のときまでの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において打ち切り支給を行う。

###### 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役および執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役および執行役員等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の取締役および執行役員等に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	65,601	20	-	(注)1	可決(99.4%)
第2号議案	65,616	26	-	(注)2	可決(99.4%)
第3号議案				(注)3	
畑中 伸介	63,782	1,860	-		可決(96.6%)
嶋脇 明	64,923	719	-		可決(98.4%)
鈴木 洋一	64,923	719	-		可決(98.4%)
畑中 成乃助	64,920	722	-		可決(98.4%)
元山 三郎	64,928	714	-		可決(98.4%)
小林 史朗	64,923	719	-		可決(98.4%)
伊藤 幹久	64,923	719	-		可決(98.4%)
片岡 春樹	64,923	719	-		可決(98.4%)
第4号議案	63,344	2,298		(注)1	可決(96.0%)
第5号議案	64,593	1,049	-	(注)1	可決(97.9%)

(注)1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成が必要です。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要です。

3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成が必要です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月19日

株式会社あらた

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸 和弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸津 禎介	印
--------------------	-------	-------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらた及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社あらたの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社あらたが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月19日

株式会社あらた

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城戸 和弘	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸津 禎介	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あらたの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社あらたの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。